

エネルギー使用の合理化

● 省エネ法改正のポイント

平成 22 年度から、従来の工場・事業場単位のエネルギー管理から事業者単位のエネルギー管理に規制体系が変わりました。これにより、例えば、複数の処理場等を有する下水道で、それぞれの処理場の年間エネルギー使用量が 1,500kl 未満(原油換算)であれば、従来までは省エネ法で定める措置等の対象外でした。しかし、平成 22 年度からは、下水道事業全体でエネルギー使用量が 1,500kl 以上であれば「特定事業者」の指定対象となり、特定所業者は、法で定める管理・措置が義務付けられます(下表参照)。また、「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針」(平成 5 年 7 月通商産業省告示第 361 号)に、エネルギーを使用する事業者は「エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行なうこと」とあり、「特定事業者」でないものも管理標準の作成が義務付けられています。

なお、上下水事業者は、エネルギー使用規模により、特定事業者のうち第1種指定又は第2種特定事業者に該当します。

省エネ法に定める指定事業者の管理事項

事業者区分	事業者区分の解説	管理・措置事項
特定事業者	設置している工場等のエネルギーの使用量の合計が、1,500kl/年以上の者	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー統括管理者の選任 エネルギー管理企画推進者の選任 中長期的な計画の作成 定期の報告
第1種特定事業者	第1種エネルギー管理指定工場等 ^{※1} を設置している者	工場ごとのエネルギー管理者の選任
第1種指定事業者	<ul style="list-style-type: none"> 製造業等^{※3}に属する事業の用に供する工場等で事務所の用途に供する工場等を設置している者 製造業等以外に属する事業の用に供する工場等を設置している者 	
第2種特定事業者	第2種エネルギー管理指定工場等 ^{※2} を設置している者	

※1 第1種エネルギー管理指定工場等とは、エネルギーの使用量が3,000kl以上のもの

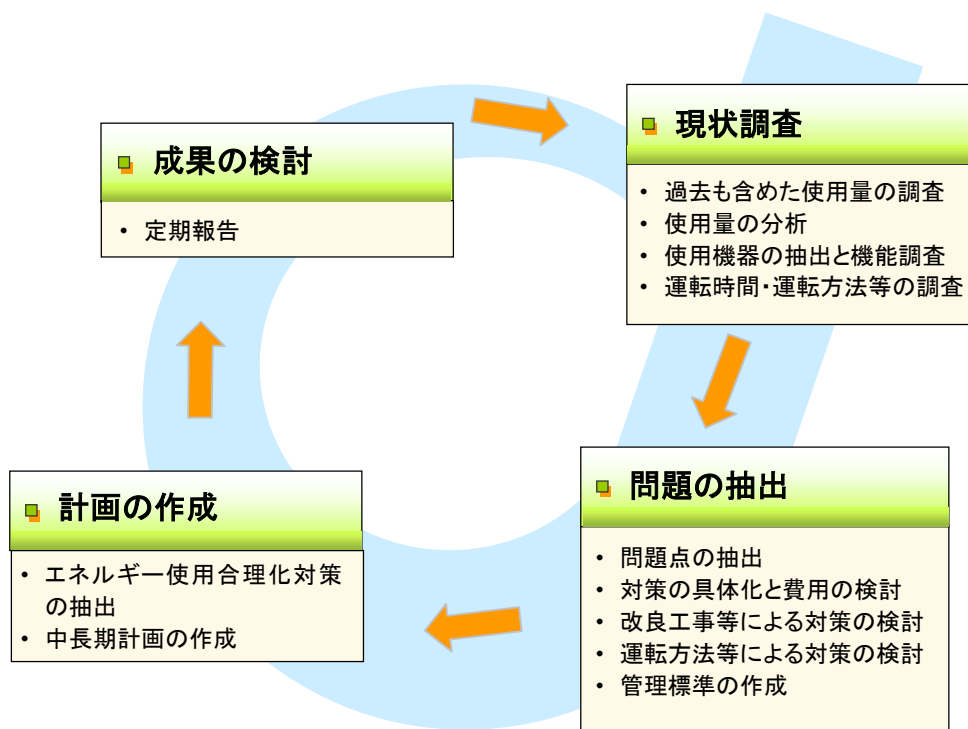
※2 第2種エネルギー管理指定工場等とは、エネルギーの使用量が1,500kl以上、3,000kl未満のもの

※3 製造業等とは、製造業・鉱業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業の5業種を指す

● 中期計画及び管理標準の作成手順

平成 22 年度の省エネ法一部改正により、事業全体でエネルギー使用量が 1,500kl 以上であれば、特定事業者の指定を受け、法令の規定に従って管理・措置を行うことが必要となります。

日水コンではエネルギー管理士が中長期計画及び管理標準の作成をお手伝いいたします。



エネルギー使用中長期計画の作成手順



株式会社 日水コン

〒163-1122 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー

TEL. 03-5323-6200 (代表) FAX. 03-5323-6480

URL. <http://www.nissuicon.co.jp>

お問い合わせ先 機電事業部 (担当: 高田) TEL. 03-5323-6362 FAX. 03-5323-6366

25B-091106